

令和7年度版

福祉系高校修学資金 貸付制度のご案内



～福祉系高校で、介護福祉士を目指しませんか～

※千葉県内の福祉系高校は県立松戸向陽高等学校のみです。

福祉系高校に通う学生で介護福祉士の資格取得を目指す方を支援する制度です。
介護福祉士の登録を行い、千葉県内で3年間引き続き介護職員等の業務に従事した場合、貸付金の返済が免除となります。

▶▶ 対象者 以下の全てを満たす方

- 1 福祉系高校に在学し、卒業後1年以内に介護福祉士の登録を行い、千葉県内において3年間引き続き介護職員等の業務に従事する意思を有する
- 2 親権者又は後見人の同意が得られている方
- 3 他の都道府県で福祉系高校修学資金を利用していない方。また、使途(入学金を除く入学に必要な費用、実習費、受験対策にかかる費用、就職の準備に必要な費用)が重複する公的な貸付制度を利用していない方

▶▶ 貸付金額 最大44万円

修学準備金(入学金を除く)

3万円以内
入学時に限る

介護実習費

3万円以内
1年度あたり

国家試験受験対策費用

4万円以内
1年度あたり

就職準備金

20万円以内
卒業時に限る

申込方法

- 福祉系高校入学後、学校を通じて貸付申請書他必要書類^(※)を提出してください。
- 申請には福祉系高校の推薦が必要です。
- 申し込みにあたっては、保証能力のある連帯保証人が必要です。

(※)必要書類は「貸付制度の手引き」(下記のホームページ)をご確認ください。貸付申請時から返還免除(又は返還完了)になるまで、「貸付制度の手引き」を必ずお手元に保管してください。

福祉系高校修学資金申請手続きの流れ

- 1 申請(申請書類一式を福祉系高校へ提出)
- 2 契約(貸付審査・決定、借用証書の提出)
- 3 貸付金交付
(1年次は9月、2年次は5月、3年次は5月と卒業月に交付予定)
- 4 国家試験受験・福祉系高校卒業・資格登録
(国家試験受験後は、速やかに資格登録手続きを行ってください。)
- 5 介護職員等の業務に従事
- 6 返還猶予申請
(卒業した年の5月末までに必要書類を提出してください。)
- 7 業務従事届を毎年4月末までに提出
(返還免除要件を満たすまで、必ず毎年提出してください。)
- 8 返還免除申請書
(3年間勤務して返還免除要件に到達しても、申請をしなければ返還免除になりません。)

よくある質問

- Q1 福祉系高校の入学前に修学資金を借りられますか。
A1 入学前に修学資金の申し込みはできません。
- Q2 国家試験に合格したが、卒業後に資格の登録をしなかった場合どうなりますか。
A2 資格登録の手続きをせずに働いていた場合は、返還猶予期間に参入できません。また、合格後1年以上登録がない場合は、返還対象になります。
- Q3 国家試験に不合格だった場合どうなりますか。
A3 国家試験に不合格であって、次年度の国家試験を受験して合格する意思がある場合、申請により福祉系高校卒業年次の翌々年度までに限り、返還を猶予することができます。

詳しくは、「福祉系高校修学資金貸付制度の手引き」(令和7年度版)を御確認ください。

<https://www.chibakenshakyo.net/loan/highschoolstudy/>

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班(介護担当)

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階 電話 043-306-7571(受付時間:平日10:00~18:00)

